

全国地域安全運動

～みんなでつくろう 安心のまち～

警察では、毎年10月11日から20日までの10日間、地域安全活動のより効果的な促進を図り、犯罪のない安心して暮らせる地域社会を実現するため「全国地域安全運動」を実施しています（10月11日は「安全安心なまちづくりの日」）。

昭和52年に「全国防犯運動」として始まったこの運動は、平成7年に、現在の「全国地域安全運動」に名称変更されたもので、県民の皆さんに「地域安全活動」に対する意識を高めていただき、皆さんとともに安全で安心して暮らせる地域社会を築こうというものです。



《赤穂署 運動重点》

- ① 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- ② 自転車盗、万引きの被害防止
- ③ 子どもと女性の犯罪被害防止



地域安全運動とは？

地域の皆さんと防犯協会、警察などが一層協力を深め、それぞれの地域において、地域ぐるみで犯罪などの防止に取り組み、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための活動です。



主役は皆さんです！

活動の主役は、地域の皆さんです。

各地区の防犯協会を中心に、住民・事業所・自治体・学校・警察などが協力して地域環境や地域で多く発生している犯罪など、それぞれの実情に合わせた様々な防犯活動が展開されます。

ぜひ、この機会に安全安心なまちづくりに参加してください。

「ながら見守り」を始めませんか？

「ながら見守り」とは、日常生活を送る中で、防犯の視点を持って子どもたちを見守る活動です。

いつも行っているウォーキングや買物などを登下校の時間帯に合わせることで、子どもたちを見守る目が増えます。

日常生活を送りながら子どもたちの見守りを始めませんか。



赤穂警察署 ☎ 43-0110